

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

有限会社 もりやま住宅

平成20年9月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. 有限会社 もりやま住宅の概要

II. 審査経過・写真

III. 審査における判定事由書

IV. 添付資料（主な確認資料）

I. 有限会社 もりやま住宅の概要

1. 申請者名称 有限会社 もりやま住宅 代表取締役 江島末義
(所在地) 長崎県諫早市船越町 894-1
2. 認定事業体 有限会社 もりやま住宅
3. 事業内容 建築工事業

(認定対象業種) 建築設計・施工・木材製品等販売

4. 沿革・概要

(有) もりやま住宅(以下、「同社」という)は、地域ビルダーとして、諫早市及びその近郊で、木造注文住宅の新築、改修工事を手掛けている工務店である。

木造軸組の手加工による在来工法にこだわり、平成14年に「健康な住まい造りの会」樫の木の家(本部：宮崎県小林市)」に加入し、内装に無垢材、自然素材を使用した安全で健康的な住まい造り推奨してきている。

今回のSGEC事業体認定への取組は、構造材など住宅部材の主要な取引先である、宮崎県内のSGEC認定事業体などと連携を取りながら、木造にこだわる地域の工務店として、SGEC認証材普及の一翼を担おうとするものである。

【沿革】

- 昭和47年(1972) 北高木郡森山町で、モリヤマ住宅産業を創設
- 昭和63年(1988) 有限会社モリヤマ住宅産業として法人設置
- 平成13年(2001) 有限会社もりやま住宅に商号変更し、本社を諫早市船越町に移転
- 平成14年(2002) 「もみの木販売事業部」を開設

【従業員数】

6名

【社内の建築資格所有者】

- ・ 1級建築大工技能士1名
- ・ 2級建築大工技能士2名
- ・ 2級建築士2名
- ・ 2級建築施工管理技士2名

【主な加盟団体】

社団法人 長崎県工務店連合会会員
10年保証住宅性能保証制度登録店
健康な住まい造りの会 樫の木の家会員
県央ながさ木の家づくり会会員

【木材・木製品の年間取扱実績】（平成 18 年 5 月～平成 19 年 4 月）

木材製品使用量	70.44 m ³ （構造材）
住宅（建築業の場合）	4 棟

【年間売上高】（平成 18 年 5 月～平成 19 年 4 月）

70,000 千円

5. 分別・表示管理体制

同社は、大工による手加工をモットーとする工務店であり、主要な構造材等は、同社の設計図面に基づいて、取引先の製材工場等に発注され、同社の刻み加工工場・倉庫等に搬入され、刻み加工された後、必要量が直接現場に搬入されて組み立てられるという工程である。

現在の主要な木材の発注先である宮崎県の製材工場は、すでに SGEC 認定事業体登録を済ませている。

認証林産物の取り扱いに関しては、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定め、「SGEC 森林認証された森林から生産された認証林産物と、非認証の他の林産物が受入、保管、加工、建設工事の各段階で混在しないよう、全体を管理する「認証林産物統括管理責任者」及び「分別・表示管理責任者」、「現場担当者」を設置し、分別・表示管理体制・工程を確立する」としている。

さらに、現場職員・大工等の指導に当たっては、「SGEC 認証材取り扱いマニュアル」を作成し、発注から現場工事に至るまでの各段階での認証林産物の具体的な取り扱いを定めるとともに、「SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表」によって在庫管理も徹底し、分別・表示管理ができる体制を確立していることを確認した。

【主な確認資料】

- ・ SGEC 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ SGEC 認証林産物の分別・表示管理計画図
- ・ SGEC 認証林産物の分別・表示管理体制図
- ・ SGEC 認証材取り扱いマニュアル
- ・ SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表（書式）
- ・ （有）もりやま住宅 HP：<http://www.abies-momi.net/>
- ・ “健康な住まい造りの会” 縦の木の家パンフレット
- ・ ながさ木の家づくりの会パンフレット

II. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 有限会社もりやま住宅の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、春海賢一、山下友一の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成20年5月29日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム及び、全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

8月27日／書類確認及び現地確認

(場 所)

(有) もりやま住宅事務所及び加工工場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター

審査員 児島 裕

専門審査員 春海賢一

(出席者)

(有) もりやま住宅 代表取締役 江島 末義

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. (有) もりやま住宅において、事業の概要、現行の建築事業における木材の仕入れからの流れ・現場管理の仕組み等について、また、事業体認定取得後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 同社加工工場において、原材料の保管方法、加工工程、加工済み製品の保管方法について確認した。
4. 管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等の遵守意志を確認した。

【審査判定】

9月19日／審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根	明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原	輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村	勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋	俊幸
(社)日本育種協会理事長	真柴	孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会	専務理事	渡辺	政一
同	認証審査センター	児島	裕
同	認証審査センター	野田	昭一
同	認証審査センター	山下	友一
同	認証審査センター	宇佐美	均

(内 容)

1. 現地確認の結果及びSGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」に基づいた審査内容を各委員に説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・現場管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業者であるものと認められた。

Ⅲ. 有限会社もりやま住宅の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき作成した、全林協「SGEC 事業体認定審査基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、(有) もりやま住宅は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

【向上目標】

1. 関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。(基準 3-5)
2. 棚卸し、内部検査を適正に行い、認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。(基準 3-7)

【判定事由】

判定事由の詳細は、以下のとおり。

基準	指標	確認事項	判定
基準 1 経営の 安定性	1-1. 持続的に事業活動を行 いうる事業体ある。	(有) もりやま住宅は、(以下、「同社」という)は、昭和 47 年に個人創業されて以来、順調に実績を積み重ね、諫早市及びその近郊で注文住宅の新築、改修工事を手掛け、主に木造軸組の手加工による在来工法や自然素材、無垢材にこだわった安全・安心で健康な住まい造りを提唱している地域の工務店である。	妥当
	1. 2. 経営指標に照らし、財 務状態が健全である。	決算報告書の数値により、財務状態を確認したところ、経営は安定していると判断した。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準2 認証林産物取扱の業態	2.1. 認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合している。	同社は、諫早市及びその近郊で、木造注文住宅を建築している地域ビルダーであり、事業目的及び内容は適合している。	妥当
	2.2. 認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にある。	先に SGEC 認定事業体を取得している宮崎県の複数の製材工場等とは、これまでも取引関係にあり、さらに今後、県内の認定事業体との取引も広げたい方針である。	妥当
	2.3. 認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的である	今回の SGEC 事業体認定への取組は、地域の工務店として SGEC 認証材普及の一翼を担おうとするものである。また、同社は木造軸組の手加工による在来工法や自然素材、無垢材にこだわった安全・安心で健康な住まい造りを提唱しており、国産認証材の利用促進、用途開発に意欲をもっている。	妥当
基準3 分別・表示管理運営の体制	3.1. 認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てている。	「SGEC 認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、発注・受入、保管、加工、建設の各段階を想定した「認証林産物の生産・加工管理計画図」及び「SGEC 認証材取り扱いマニュアル」を作成している。	妥当
	3.2. 分別できる製造工程である。	同社は工務店であり、主要な構造材等は、同社の設計図面・木拾いによって、取引先の製材工場等に発注され、同社の刻み場・倉庫等に搬入され、刻み加工された後、必要量が直接現場に搬入されて組み立てられるという工程である。 同社「認証林産物の分別・表示管理方針書」等に基づいて管理されることにより分別可能である。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準3 分別・表示管理運営の体制	3.3. 認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っている。	「SGEC 認証林産物認証林産物の分別・表示管理方針」を定めており、SGEC 森林認証された森林から生産された認証林産物と、非認証の他の林産物が発注・受入、保管、加工、建設工事の各段階で混在しないよう、全体を管理する「統括管理責任者」、分別・表示管理を担当する「分別・表示管理者」を設置し、管理体制を確立」しており、また、「SGEC 認証材取り扱いマニュアル」により、発注から建設工事に至るまでの各段階での認証林産物の具体的な取り扱いを定め、分別・表示管理が徹底できる体制を確立していることを確認した。	妥当
	3.4. 分別・表示管理を担当する管理責任者を設置し、自主的に内部検査を行える。	「SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表」を作成し、定期的に棚卸しを行うとともに、前記「統括管理責任者」が、内部検査を行うこととしており、検査日時・現場担当者・検査内容・所見・検査者名を記録することとしている。	妥当
	3.5. 職域で適正な内部研修を行っている。	同社は前記のように「SGEC 認証材取り扱いマニュアル」等を指導文書として、担当者、従業員・請負大工に対する分別・表示に関する内部研修を行うこととしており、SGEC 森林認証、分別・表示の趣旨の徹底を図ることとしている。	向上目標

基準	指標	確認事項	判定
基準3 分別・ 表示管 理運 営の 体制	3.6. 伝票など帳票類を作 成・保存すること。な お、認証林産物と非認 証林産物のコード番 号は明確に区別する。	現地確認により、伝票などの帳票類 は、適正に管理・保管されていること を確認した。 認定後は、「SGEC 認証材入荷・製品 在庫管理表」で管理し、非認証林産物 と明確に区別することとしている。	妥当
	3.7. 定期的に棚卸記録な どにより、保管数量の 管理を行う。	「SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表」 を作成し、定期的に棚卸しを行う。 また、生産地・履歴等を記録すると ともに、伝票など帳票類を5年間保存 し、認証林産物の流通・情報交換、開 示に備えることとしている。	向上 目標